

とちぎの元気な森づくり県民税について

私たちの大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20(2008)年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を創設し、長年手入れされていなかった森林の整備等を進めてきました。

近年、自然災害が激甚化していることなどから、平成30(2018)年度からは「高齢化した森林の若返り」「野生獣被害対策」「森林所有対策」を強化し、“災害に強い森づくり”を推進しています。

項目	個人	法人
納税者	県内に住所・家屋数などを有する個人 (個人の県民税均等割の納税者)	県内に事務所・事業所などを有する法人 (法人の県民税均等割の納税者)
納税額	年額：700円	年額：県民税均等割額の7% (資本金等の額に応じ、1,400円～56,000円)

国の森林環境税及び森林環境譲与税について

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国において、令和元(2019)年度より森林環境税(令和6(2024)年度より国へ納税)及び森林環境譲与税(国から地方自治体へ配分)が創設されました。

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「国の森林環境譲与税事業」による森林整備の取組



●問い合わせ先

栃木県環境森林部

環境森林政策課 028-623-3302
県民税で実施する事業全般に関すること

県東環境森林事務所 0285-81-9001
(宇都宮市・真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)

県南環境森林事務所 0283-23-1441
(足利市・栃木市・佐野市・小山市・下野市・壬生町・野木町)

県西環境森林事務所 0288-21-1178
(鹿沼市・日光市)

県北環境森林事務所 0287-23-6363
(大田原市・那須塩原市・那須烏山市・那須町・那珂川町)

矢板森林管理事務所 0287-43-0427
(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)

とちぎの元気な
森を未来へ

～とちぎの元気な森づくり県民税事業のご紹介～

栃木県



写真：植林された少花粉スギ
(栃木県大田原市)



「とちぎの元気な森づくり県民税」はとちぎの森を元気にするための事業に活用されます

高齢化が進んでいるとちぎの森林を元気にするためには？

森林が高齢化すると、洪水や山崩れ、地球温暖化等を防止するといった森林の公益的機能が十分に発揮できなくなります。

森林を健全な状態に保っていくためには、育てた森林を伐採し、利用して、新しい木を植える森林資源の循環利用を適切に進め、森林を若返らせることが重要です。

※林野庁作成図を加工



森林資源の循環利用 (イメージ)



健全な森林からもたらされる
「森林の公益的機能」
・水源かん養機能
・山地災害防止機能
・地球温暖化防止機能 など



未来の森整備事業

高齢化した本県の森林を若返らせるため、伐採後の植林や獣害対策などを支援します。



里山林整備事業

里山林の利活用、通学路等の安全確保、人と野生獣との棲み分けなどのため、里山林の整備等を支援します。



森林所有対策事業

境界不明森林を解消し、伐採や植林等の効率化を図るため、森林の地籍調査を支援します。

※地籍調査
一筆毎の土地の所有者、地番、地目の調査と境界及び面積を測量した成果に基づき、地図及び簿冊を作成するもの。成果は登記所備付となる。



航空レーザ計測を活用し、
現地立会を省力化



地域活動支援事業

森づくりボランティアの活動を支援します。



県民会議等事業

“とちぎの元気な森”を次の世代に引き継ぐための県民運動を推進します。